

(表)

第 号	身分証明書
住所	
氏名	
職名	年令
右は、海岸法第二十条第一項の規定により海岸保全施設の立入検査を命ぜられた者であることを証する。	
交付年月日	
有効期間	
主務大臣	印

海岸法抜すい

第六条 主務大臣は、次の各号の一に該当する場合において、当該海岸保全施設が国土の保全上特に重要なものであると認められるときは、海岸管理者に代つて自ら当該海岸保全施設の新設、改良又は災害復旧に関する工事を施行することができる。この場合においては、主務大臣は、あらかじめ当該海岸管理者の意見をきかなければならない。

一 海岸保全施設の新設、改良又は災害復旧に関する工事の規模が著しく大であるとき。

二 海岸保全施設の新設、改良又は災害復旧に関する工事が高度の技術を必要とするとき。

三 海岸保全施設の新設、改良又は災害復旧に関する工事が高度の機械力を使用して実施する必要があるとき。

四 海岸保全施設の新設、改良又は災害復旧に関する工事が都府県の区域の境界に係るとき。

2 主務大臣は、前項の規定により海岸保全施設の新設、改良又は災害復旧に関する工事を施行する場合においては、政令で定めるところにより、海岸管理者に代つてその権限を行うものとする。

第二十条 海岸管理者は、その職務の執行に関し、必要があると認めるときは、他の管理者に対し報告若しくは資料の提出を求め、又はその命じた者に当該他の管理者の管理する海岸保全施設に立ち入り、これを検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。